

岩手県自転車活用推進計画アドバイザリー会議設置要綱

(目的)

第1　自転車活用推進法（平成28年法律第113号）の施行を受け、岩手県内における自転車の活用を推進することを目的とした岩手県自転車活用推進計画の次期計画を策定するにあたり、広く有識者から意見徴収するため、岩手県自転車活用推進計画アドバイザリー会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2　会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 自転車の活用推進に関する現状分析と課題整理に関すること。
- (2) 自転車の活用推進に向けた施策の検討に関すること。
- (3) その他自転車の活用に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3　会議は、別表の構成員で構成するものとする。

- 2　構成員の任期は就任の日から令和8年3月31日とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3　構成員の再任を妨げない。

(座長及び副座長)

- 第4　会議に、座長及び副座長1人を置く。
- 2　座長は、構成員の互選によって定める。
 - 3　副座長は、構成員のうちから座長が指名する。
 - 4　座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 5　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5　会議は、県土整備部道路環境課総括課長が召集する。

- 2　座長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者から意見を聞くことができる。
- 3　会議には構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7　会議の事務局は、岩手県県土整備部道路環境課に置く。

(雑則)

第8　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月11日から施行する。

岩手県自転車活用推進計画アドバイザリー会議 構成員名簿

	所属	氏名	役職	取組分野
1	岩手県立大学総合政策学部	宇佐美 誠史	教授	利用環境
2	NPO法人環境パートナーシップいわて	渋谷 晃太郎	代表理事	利用環境
3	岩手県サイクリング協会	盛合 博美	事務局長	利用環境
4	NPO法人日本健康運動指導士会岩手県支部	佐々木 亮平	支部長	健康づくり
5	岩手県自転車競技連盟	藤根 弘枝	事務局長	健康づくり
6	東日本旅客鉄道株式会社	今野 聰	企画総務部 経営戦略ユニット 担当課長	観光振興
7	公益財団法人岩手県観光協会	高田 聰	専務理事兼事務局長	観光振興
8	IGRいわて銀河鉄道株式会社	成島 英史	副部長兼地域連携課長	観光振興
9	岩手県「道の駅」連絡会駅長会	新田 和幸	道の駅「遠野風の丘」駅長	観光振興
10	三陸鉄道株式会社	橋上 和司	シニアマネージャー	観光振興
11	岩手県自転車二輪車商業協同組合	安部 一夫	理事長	安全安心
12	一般社団法人岩手県交通安全協会	福地 実	事務局長	安全安心
13	一般社団法人岩手県PTA連合会	山口 真樹	副会長兼子育て応援委員長	安全安心

(取組分野ごと五十音順、敬称略)